

鏡野町議会基本条例を制定しました

平成25年3月8日議決

鏡野町議会では、議員定数の削減をはじめ、議会改革に取り組んでいます。ここに議会基本条例を制定しましたので、その全文を町民の皆様にお知らせします。

条例の主な特徴

- いつでもすぐに活動できるように、議会の会期を通常としています。
- 常任委員会等の会議を原則公開としています。
- 年1回以上、議会と町民との意見交換会の開催を義務化しています。
- 請願・陳情を町民からの政策提案として位置づけています。
- 一般質問は、論点・争点の分かりやすい一問一答方式の選択もできることとしています。
- 議員の質問に対する町長や町職員の返問権を付与しています。
- 政策形成過程に関する資料の提出を求めることとしています。
- 議員の政治倫理を明記しています。
- 最高規範性を見直し手続を明記しています。

鏡野町議会基本条例

(前文)

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民の福祉の向上のために果たすべき役割は、今後ますます大きくなる。特に地方分権が進む中で、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行及び評価における論

点及び争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達達な討論を通じて、これら論点及び争点を町民に公開しなければならぬ。

鏡野町議会は、「議会の活性化と町民に信頼される議会づくり」を目指すため、「二元代表制の下、鏡野町の意思決定機能、政策立法機能及び行政監視機能の能力向上を図るとともに、町民の意見を的確に反映し、貴重な自然環境や歴史・文化を引き継いでいくとともに、安全で安心な真に豊かで潤いのある地域社会を築き、育て、将来の世代へ残していくことを目指して活動する。

このような使命を達成するために本条例を制定する。

【解説】

本条例制定の背景、目的、必要性等を示し、鏡野町議会の使命を表明したものです。

【目的】

第1条 この条例は、地方分権と地方自治の時代にふさわしい、町民に分かりやすい議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることにより、町政の情報公開を基本とした、鏡野町のより持続的で豊かなまちづくりを進めることを目的とする。

【解説】

1 本条例の目的を定めたもので、議会運営の基本事項を明確化することと共に、「情報公開を基本とし、持続的で豊かなまちづくりを進める」こと

を明示し、その必要性・重要性を議会・議員における共通認識として確認するもので、前文において掲げた議会の使命を受けて明文化したものです。

(議会の運営原則)

第2条 議会は、自由かつ達達な討論を通じて、町民に分かりやすい議会運営を目指さなければならぬ。

2 議会の会期は、いつでもすぐに活動できる通常会期とする。

【解説】

1 自由かつ達達な討論は、本会議での反対・賛成討論のみならず、各委員会においても、議員間で自由討論を活性化することによって町民に分かりやすい議会運営をめざすことを定めたものです。

2 会期を通常とする通常議会を実施することによって、議会の監視機能の更なる充実・強化を図り、議会が主導的・機動的に活動できるよう定めたものです。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならぬ。

2 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、多様な町民意思を反映した、議員相互間の自由討議を推進しなければならぬ。

3 議員は、町政における課題全般について多様な町民意見を把握するとともに、政策水準を高めることに努めなければならない。

【解説】

1 議員の責務を果たしていくために、狭い地元要望の実現等の個別事業だけでなく、町

民全体の福祉の向上を目指した活動することを定めたものです。

2 議員は、議会が合議制の機関であることを及び言論の府であることを十分に認識し、積極的な多様な町民意思を反映した議員間における自由討議をすることが、議会制度の重要な要素であることを定めたものです。

3 議員は、積極的に町政全般の課題と町民の意見を把握し、一人一人が自ら政策能力の向上に努めることを定めたものです。

(町民と議会との関係)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開の徹底と、町民に対する説明責任を果たすように努めなければならない。

2 議会は、会議(常任委員会及び特別委員会)の会議を含む)を原則公開とし、傍聴の自由及び報道の自由の尊重に努めなければならない。

3 議会は、町民との意見交換の場を年1回以上設けなければならない。

4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を積極的に活用して、議会の討議に反映するよう努めなければならない。

5 議会は、請願及び陳情等を町民による政策提案と位置付け、その審議及び調査に当たっては、提出者の意見を直接接するよう努力する。

【解説】

1 議会の果たすべき重要な責任として情報の公開と、町民に対する説明責任について定めたものです。

2 地方自治法に定める「本会議」の公開以外に、各常任委員会、特別委員会を公開する

と共に、その傍聴、報道の自由を定めたものです。

3 議会として説明責任を果たし、さらに町民と議会との間で、意見・意向が離反しないよう、多様な町民意思・意見を聴取する場として、意見交換会を年1回以上開催することを定めたものです。

4 各委員会等において、法律に基づく参考人制度や公聴会制度を活用し、町民等の意見・見識を議会の自由かつ達達な討議に反映させることを定めたものです。

5 請願・陳情等は、旧来の議会へのお願いという位置付けを、分権社会にふさわしい町民の政策提案という位置づけに変え、提出者の意見を聞く機会を設けることを定めたものです。

(町長と議会及び議員との関係)

第5条 本会議における一般質問は、一問一答の方式又は一括質問の方式で行う。

2 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会への出席を要請された執行部は、議員及び委員会提案に対して返問することが出来る。

3 議員は、町長の指揮下にある各種審議会等附属機関への役職としての参加は、極力控えることとする。

【解説】

1 一般質問は、行政の様々な分野に展開されることもあるため、答弁がいずれの質問に対してなされたものか不明確となりやすいため、また、答弁漏れがあったことを即座に判断できないといったことから、議論を明確にし、何が論点となっているのかが分かりやすくなるため、新たに「一問一答方式を